７建第２３８号

愛媛県からの通知です。

令和７年６月６日

各建築業者　様

（建築業者に所属する建築士・建築施工管理技士の皆様）

　　愛媛県土木部道路都市局

建築住宅課長

令和７年度地震被災建築物応急危険度判定講習会（第一回）の受講について

（お願い）

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されており、発災後の建築物等が起因する二次災害を防止するなど、被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士※１」という。）の役割は非常に重要なものとなっております。

このため、当課では、標記講習会の実施回数を増やすと共に、資格要件を緩和（従来の**建築士に加え、建築施工管理技士についても受講対象者※２に追加**）することにより、判定士の確保に努めているところですが、県内の判定士数はまだまだ不足しております。

つきましては、業務ご多忙の中大変恐縮ではありますが、貴社所属の受講対象者に周知していただくと共に、是非、受講する機会を与えていただきますようお願いします。

発災後迅速な判定活動を行うためにも、技術者である皆様のご協力が必要であると考えておりますので、是非、標記講習会を受講の上、判定士となっていただき※３、発災後の判定活動にご協力賜りますようお願いします。

**※申込期間：令和７年６月６日（金）～６月３０日（月）**

※１）被災建築物応急危険度判定士

　　　地震被災直後に、二次被害を防止することを目的に、被災建築物の倒壊の危険性や

屋根・窓ガラス等の落下の危険性などを判定する、都道府県の認定を受けた者。

※２）受講対象者

　　　① **建築士（一級・二級・木造）**

　　　② **一級建築施工管理技士**

　　　③ **二級建築施工管理技士（種別で躯体・仕上げを除く）**

　　　④ 地方公共団体職員（建築に関する実務経験3年以上）

※３）講習会受講後、**無料**で判定士に登録されます。

　　　（更新時は、講習会の再受講は不要です。）

※４）令和３年度から、愛媛県の「建設業者格付け事務取扱要領」を改正し、**応急危険度判定士が所属している場合、加点の対象**となりました。

愛媛県 土木部 道路都市局

建築住宅課 建築指導係

担当：長賀部・田窪・坂本

℡：089-912-2757（係直通）